

令和 6 年度 第 3 回 長井市子ども・子育て会議

会 議 録

日時 令和 6 年 12 月 26 日(木)午後 6 時～午後 7 時 30 分
場所 市役所 2 階 庁議室
出席者 小林委員、稲葉委員、田中委員、平委員、齋藤委員、石塚委員、小野委員
大峽委員、酒井委員、菊地委員、上村委員、青木委員、工藤委員、荒井委員
欠席者 鈴木委員
事務局 総務参事(兼)地域づくり推進課長、厚生参事(兼)福祉事務所長(兼)福祉
あんしん課長、産業参事(兼)商工振興課長、教育委員会次長(兼)学校教育
課長、市民課長、健康スポーツ課健康推進室長、子育て推進課長、子育て
推進課補佐、子育て推進課子育て支援係長

1 開会

2 あいさつ

上村会長、厚生参事よりあいさつ

3 協 議

議長に上村会長があたり協議を進める。

(1) 第三期子ども・子育て支援事業計画 素案について

事務局から資料 1-1 の第 1 章及び第 2 章について説明

議 長 ただいまは第 1 章、第 2 章について、事務局から説明があったわけですが、
こちらの方に関しては、すでに皆さんにこの資料等はお見通しいただいています
し、これまでの会議の中で説明等もなされている部分になります。
改めまして、ここの内容についてご意見もしくは質問等ございましたら、承りた
いと思います。いかがでしょうか。

委 員 意見とか質問ということではないんですけれども、もう一度改めてこの資料をい
ただいて見てみまして、ちょっと驚きとともに、危機感を感じたところでした。
というのは、9 ページの児童人口の推計っていうのがあって、令和 7 年 1,912 人
っていうことでずっと見ていくと、毎年約 70 人ぐらいが減っているのです。
そして、令和 11 年には 1,634 人、まず推計ですけども、70 人ずつ減っていく
となると、約 20 数年で 1,600 人ですから、こどもの数がほとんどいなくなる
と、怖くなってきたり。少子高齢化という言葉も、もう何度もどこでも聞くけれ
ども、本当にそういう状況なんだということを、ほとんどの人が感じてないんじ
ゃないかって、そういうのを共有していかなくちゃいけないんじゃないかな、大
変なんだっていうことを。そして、こども子育てですけども、その前に、なぜ

こどもが生まれないかということも今日のこの場では違いますけれども、もっとみんなで考えていく必要があるんじゃないかなって、改めて感じて、ちょっと体がこう震えるような気分になったところでした。

議 長

今回の会議の前提となる子育てという部分はあるんですが、長井市また日本全体の部分にはなってくるかと思うんですけども。

今委員が言われるのは非常に切実なといいますか、身につまされると、そういった実感のあるお話だったんですけども、あくまでも感想ということでとらえていただいて結構ですけども、事務局の方からコメント等あれば、お聞かせいただければと思います。

事 務 局

なかなか難しい問題なものですから、委員の感想に対応する話なのかわかりませんが、今日計画の策定の位置付けとして、総合計画の下にこの計画を行っているということで、策定をしているわけですが、全体的な計画の中でも、やはり人口減というものが、すごく大きな問題になっております。20年後ぐらいまでの確かな数字を出しながら、その計画自体は10年スパンなものですから、やはり総合計画という名前の通りいろんな角度で、そういったものに対応していかななくてはいけないということの中で、いろんな施策を総合計画の方では組んでおります。

その中でも当然、子育て支援の部分を取り上げているわけですが、それをより詳しくしていくのが、この計画ということになりますので、この子育てという部分だけを頑張るのではなくて、長井市の役目として、やれることをいろんな部分でやっていくということとはご理解いただければなと思っていますところ。概略で申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

委 員

はい。一番最初に話が進まないようなことを申し上げまして、申し訳ありませんでした。

議 長

今、事務局の方から説明ありました形ですね、総合計画の中で当然一番大きな問題として、ベースにおいての議論がされてるということで、ご理解いただいて次に進めさせていただきたいと思います。

では続きまして第3章の計画の基本的な考え方について、ご説明をお願いいたします。

事務局から資料 1-1 の第 3 章について説明

議 長

今事務局の方から説明ありました、それぞれの基本目標、基本理念、それから体系図の件については、前回の中でこの体系図のそれぞれの事業について、皆さんの方から、忌憚のないご意見をいただき、そういったものの修正もこの中に入ってるかと思うんですが、その点については事務局の方から何かコメントの部分をつけ加える部分はございませんでしょうか。

事 務 局

体系図、前回お示ししました体系図からの変更点につきましては、細かい部分もありますので、次の第4章のところで一つ一つ触れさせていただければと思います。

議 長

そうしていただいた方がよりわかりやすいかなというふうに思われますので。続きまして、第4章の方に進めさせていただきたいと思います。

事務局から資料 1-1 の第 4 章基本目標 1 について説明

議 長 それではただいま事務局の方から、基本目標 1、安心して産み育てる環境づくりというところについて、それぞれの事業で、また名称の変更等もありましたけれども、それから注釈等をつけた部分の説明等ありましたけれども、この部分について、皆さんの方から、ご意見等あればお聞かせいただければと思います。いかがでしょう。特にご意見等ございませんでしょうか。
はい。特にないということで、先に進みますけれども、また戻って、皆さんの方でご意見等あればですね、こちらの方の第 4 章の方が終わった段階で改めて皆さんの方にお聞かせいただくということでの声かけさせていただきたいと思いますので、次の基本目標 2 の方に、事務局の方説明を進めていただきます。

事務局から資料 1-1 の第 4 章基本目標 2 について説明

議 長 ただいま基本目標 2、次世代を担うこどもたちの教育保育の充実というところの説明があったわけですが、一部、前回の検討の中で表現等が変わって、今回落とし込みされているという部分 2 点ほど説明がありましたけれども。その辺のところも含めてですね、皆さんの方で、この基本目標についてご意見等ございませんでしょうか。ご質問でも結構ですが。また先ほどと同じですが、基本目標の 4 のところまでいって、もしお気づきの点やご意見等あればお聞かせいただきたいと思いますので、先に進めさせていただきます。
基本目標 3 の、説明お願い致します。

事務局から資料 1-1 の第 4 章基本目標 3 について説明

議 長 基本目標 3、すべてのこどもの成長と安定した生活の支援というところ。今説明あったわけですが、特に経済的負担の軽減等、前回までの中でも、皆さんの方からもいろいろご意見出ている部分かと思いますが、この辺のところについて、事業名も含めて、今説明があったわけですが、皆さんの方で、ご意見等、お聞かせいただければと思いますけれども。

委 員 一点質問なんですけれども、様々な事業名、事業内容について、内容は理解しているんですが、この事業のこの内容に関して具体的にどういったことが行われるのかっていうのを私たちが知るの、それぞれの冒頭にあった他の様々な計画とか、立案されてから知る、この事業はもっと実現されたいと思うんですが、実際どのように具体的に援助してもらえるのかサポートしてもらえるのかっていうところが、今この段階では見えていないんですけれども、そういったものを知るの、他のものが全部整備されてから、そうだねっていう形で受けとめるのか、そこの中身についても、また今後も含め、私たちが意見をしたり、意見交換したりするようなパターンあるかどうか。ちょっと知りたいと思いました。

議 長 ここの委員会に限定してということでもいいわけですね、いわゆる一般の市民の方に対しての落とし込みのところのお話ではないという理解でよろしいでしょうか。

委 員 そうです。まず、この場で一応市民の代表みたいな形で出てきている私達も見えていないので、市民に届くまでにはもっと時間もかかるんでしょうけど。この場でそういうことがあるのかな。

議 長 はい。じゃあ、一応その範囲で結構ですから、事務局の方から。
事務局 ありがとうございます。ここに挙げさせていただいている事業名につきましてはすでに実施しているものと、まだ計画段階の検討段階ということで実施されていないものもございます。計画書の最初の方にありました PDCA サイクルの中で、

毎年、各課に進捗状況を確認し、こちらの子ども・子育て会議の方に諮らせていただいて、報告させていただくというふうな流れになっております。そのようなお答えでよろしかったでしょうか。

委 員

こうした事業を例えば、こういうことしたらいいんじゃないですかってこと今まで私たちが意見出してきたことに対して、実際どのように、どのような対策が行政の方から出されるかっていうのは、もう待つのみ、それを行政の中でPDCAまわしてもらったものを受けていくっていう形ってことですかね。

事務局

これ以上この事業内容の中身についてこの会議で話し合うことはないっていうか、枠組みについて話し合うってことの理解っていうか。

その中でその評価を、前にいただいていた資料のようにその進捗状況で予定通り進んでいるとか、遅れているとかっていうふうなことになりますので。各事業の方をその旨報告させていただいて、その際に、その提案いただいた中身がどのような進捗状況かということも報告させていただく場があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

よろしいでしょうか。いずれにしろ第二期計画の事業に対しての、事業の見直しなども行いながら、またこの第三期計画の部分はこれからの5年間、令和7年度からの5年間という形になるわけですから、その中で、今、事務局も言われるように、第二期からの引き継いでの事業の部分、また新たにここで追加された事業等含めてですね、PDCAでまわしていきながら、皆さんにも進捗を示しながら、この委員会の時には進めていくんだということで、ご理解いただければと思ひます。よろしくどうぞお願ひいたします。

委 員

質問なんですけれどもよろしいでしょうか。

二つわからないので教えてください。ひとり親家庭こどもの貧困家庭の支援ということなんですけれども、ひとり親家庭の自立に向けたサポート体制の充実ということで、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けての各種相談に対応しますとありますが、自立支援員は定期的にそういった家庭に訪問したりしているのかなあと思ったんです。ただ相談に来るのを待ってるのかな。だったら、それこそ母子父子家庭の方は、相談に自分から来るってことがあるのかなってということで、自立支援員が働きかけたりしているのだろうかということ。それからもう一つは、6番目の母子生活支援施設入所ってあるんですけれども、これはどういうことなのかな。母子家庭等のこどもの健全育成と母親の生活の自立を目指す場合における、施設入所っていうのは、養護施設とかそういうところなのかなっていうふうに思ったりして、どういうことなのかな。こどもの幸せを考えてのことなのだろうと思うんですけど、そういったところをちょっと、教えていただきたいなと思ったところです。

議 長

ただいま2点、自立支援支援員と、それから施設入所の件についてご質問ありましたので事務局の方で、返答いただけますか。

事務局

はい。私の方から回答させていただきます。

まず1点目のひとり親の自立支援ということでございましたが、児童扶養手当という手当がございまして、こちらの現況届であつたり、そういった様々な届けに市役所においていただいた際に、必ず支援員がいろいろな相談にアンケート調査なんかをして相談にのりまして、特に支援が必要だという方には、厚く、対応しているというような状況でございます。あと、母子生活支援施設というのが、長井市にはないのですが、山形県の方にございまして、一般のアパートと同じような施設というふうなことで考えていただければ結構なのですが。そういった施設へ入所を希望の方がおいでになればそういった部分を紹介して支援をするというふうな内容になってございます。以上です。

委 員

アパートっていうと、ちゃんと生活できる高校生以上ぐらいつてことですか。

事務局

小学生とかそういうのではないわけですか。

DVであつたり、特にそういった部分で支援が必要な家庭に対する支援をする施設がございまして、そういった部分を紹介するというところでございます。

議 長 ありがとうございます。よろしいですか。他にございませんでしょうか。

委 員 42 ページのひとり親家庭についてなんですけれども。私の友人もちょっと離婚を
考えていましてその際に、まずはどういった相談をどこにすればいいかわからな
いと悩んでいました。まずはそのひとり親家庭になる前の相談窓口があったらいい
んじゃないかなと。弁護士相談の方も、確かホームページか保健カレンダーで
調べて、こういうものがありますと、私の方から説明したんですけれども、まず
そういうところがあることを知らない方は多いので、子育て推進課なり、市民課
なり、悩んでる方の無料弁護士相談があります、こういう制度がありますって
いうところから入らないと、なかなか実際 DV だったり、いろんなことで悩んでる
お母さんいらっしゃって離婚できないという方も多いので、そこからちょっと手
厚くしていただきたいなと思います。

あとはもう 1 点。弁護士相談に行った友人がそのあと、子育て推進課の方にも行
ったそうなんですけれども、その方は、共働きで、奥様も会社員として働いてら
っしゃったので、手当はすべて該当しなかったそうです。

なので、ただ多分、専業主婦だったり、パートだったりの収入が少ない方ぐらい
しか該当しないような、上限だったそうなので、結局何も手当が受けられずひと
り親になりそうということで、そのサポートの範囲を拡大していただきたいなと
いうことです。ご検討よろしくをお願いします。

議 長 今、2 点ご意見ございましたけれども事務局の方で回答できればお願いします。
事 務 局 ありがとうございます。

1 点目の窓口等の周知につきましては、少し中身は違うかもしれませんが、基本
目標 1 の施策として、情報提供の充実というふうに上げさせていただいておりま
すので、そちらが課題だということで、今回の調査の方でも出ておりましたの
で、こちらのひとり親の家庭の問題につきましても、市民課の方とも連携して、
弁護士の相談等についても周知していくように、検討して参りたいと思います。

あと、二つ目の手当の制度につきましては、国の方で定めております所得制限が
ございまして、どうしてもそれに該当しないとすぐには該当しないことになるん
ですけれども、扶養の家族の状況とかで、その所得の制限とかも変わって参りま
すので、そういった制度をまずご理解いただいて、現在の家庭状況とか収入です
と該当しなかったということなのかもしれませんが、もし今後その収入が変わっ
たり、扶養の数が変わったりということで、該当する場合もございますので、そ
の旨一応子育て推進課の方では説明をさせていただくために、窓口に回ってい
ただいております。

委 員 長井市では、その国の制度にのっとった所得制限の中て、その手当を出してます
けど、長井市独自では、その他何もされない方向ということなんでしょうか。

事 務 局 大変申し訳ないのですが、現在のところはそのような計画とか事業の予定はござ
いしません。

議 長 今の 2 点については、よろしいですか。はい。じゃあ他にございませんでしょ
うか。

委 員 前回までの質問やご意見など皆様から出てきたもの、非常に反映していただい
ていることにまず感謝したいなと思うんですけども。

今までのところで、私、小学校に勤務しているものとして感じることに、ちょっと
お話したいんですけども。これだけスマホとかですね、SNS とか、そういったも
のがもう 0 歳から利用するような社会の中で、先ほど具体的な事業はどうなんだ
ろうと、それをすごく感じておりまして、例えばその生活リズムに関わる場所

とか、ネットリテラシーとか情報モラルを幼児期から積極的に進める必要があるんじゃないかなということを非常に感じております。

そうした中で、これどこでやるんだろうというふうに見たときに、なかなかこの事業名とか事業内容のところにはないんですよ。

例えば、幼保小の円滑な接続というふうにあります。基本目標2の施策(1)のこども同士の交流っていう、職員同士の情報交換っていうのもあるんですけども。具体的に何を柱にそれをしていくのかっていうところが、ないのではないかなというふうに感じるんです。

先ほど申し上げた生活リズム。ずっと昔から、早寝早起き朝ご飯とか言われてきたわけですが、今この時代になって、もう本当に大事な課題だと思ってるんですね。質の高い幼児教育もそうですし、いわゆる障害と言われているこどもたちいろんなこと関わっていけば、本当にこれが障害なのかどうか、もしかすると、家庭の生活環境を少し改善していけば、そんなに興奮しないで、落ち着いて学習に向えるこどもさんもいるのではないかな、そういうふうに感じることもありますし、不登校やひきこもりになることもないこどもさんもいるのではないかな、ずっとネットとかゲームやっているこどもさんがひきこもってしまったというケースがあるんですけども。そういうふう考えたときに、やっぱりその生活リズムを整えとか、ネットリテラシー情報モラルのもっと教育の部分を、幼少期からきちんとどこかの事業で進めていけば、いろんなところにいい影響があって、改善されるようなことが出てくるのではないかなと感じて、ここで話し合いを持っても、どういうふうにそれが反映されていくのかというところが、先ほど私、委員と同じような、ちょっと気持ちになっていますが、対症療法的ではなくて、積極的に仕掛けていくような事業ってないのかなっていうことをちょっとお聞きできればなど。

議 長

それでは事務局の方で事業の組み立てといいますか、そこに関わる部分にはなるかと思うのですが、今後の進め方もあるかと思しますので、その辺のところの考え方も事務局の方からお聞かせいただければと思いますけど。

事務局

今の件につきまして、幼児期、保健師は各学校の学校保健委員会にも出席させていただいているんですけども、今、各学校で言われていることが確かにSNSですとか、あとメディアとの接触時間が多いなっていうところについては、いろいろ会議に出させていただいている中でもあります。ちなみに生活リズムですとか、そういったことにつきましては、昨年度策定しました健康日本21長井が長井市健康増進計画ということで、こちらのあやめレポの7月号にも掲載させていただいたんですけども、ライフステージ別の取り組みっていうのを載せておまして。そこについては生活リズムを整えるですとか、メディア利用の時間を決めるということで、文章の段階というか計画の中にも記載させていただいております。ただメディアですとかそういったネットリテラシーに関しては、携帯の所持も今中学生、小学生になっているような事情もあったりですとか様々な課題もあるようです。低年齢化しているっていうこともあるようですので、確かに学童期だけではなく、乳幼児期からの対策が必要ではないかなということは実際感じているところではあるので、子育て推進課と連携もしくは学校教育課と連携させていただきながら、どんな取り組みをしていけるのかどうか、具体的にどういうことをしていくことが必要なのかということは、検討していなければならないかなと感じたところです。

乳幼児健診のときと、特に9ヶ月児健診とお子さんが9ヶ月10ヶ月のときに健診をしているんですけども、ようやく言葉を獲得するような時期に入ってくるので、その時に直接メディアの害というよりは、どういったお話掛けをしたりと

か、関わり方をどうした方が良いのかっていうことのリーフレット等をお配りしています。今の若いお母様方はなかなか子どもにどう話し掛けたり、関わったらいのかっていうことが、なかなかわからないというお母さんお父さんも多いようですので、乳幼児健診のときにはそういった説明もして、パンフレットも渡してということで実施しています、と3歳児健診などでもお話をさせていただいております。以上です。よろしいでしょうか。

議 長 事務局の方では特に今、委員から出た部分については、この施策の中に項目としては盛り込まれてるという判断でよろしいのでしょうか。
すでに盛り込んでいるし、今のように、乳幼児健診における取り組み等もすでに行われているよということの理解でよろしいのでしょうか。

事 務 局 はい。この事業計画、事業名及び事業内容っていう記載はしておりますけれども、例えば委員からいただいたような、もっと具体的ななというふうなところまでは、なかなか一つ一つ細かくは書かない計画になっております。
そのために、今、健康スポーツ課の方から、例えば情報リテラシーの事業のご紹介をさせていただきましたが、もしかすると皆様のご関心の中で、こういうものについては、どういうことをやってるんだということの、何か不明な点があるかと思しますので、ぜひそれぞれのお立場で、こういった事業って、今現在長井市はどうか、ということを出していただき、長井市の取り組みなどをご紹介させていただきながら、先ほど課長からありましたように、そういった部分が足りないとかっていうことであれば、このPDCAのまわしの中で、新たに、拡大をしたりとか、そういった検討をさせていただければなと思っているところでございます。よろしく願いをいたします。

議 長 はい。今、参事の方から話ありましたが、逆に皆さんの方としてはその辺のところもお知りになりたい部分があるんです。
いずれにしろこの委員会が続いておりますので、そういった中で、先ほど具体的な事例等も挙げられましたが、そんな話も交えながら、逆にこの委員会の中で、そういった皆さんの疑問の部分も含めてですね、クリアできて、また市民の方に、皆さんの方でも話ができるような形になればいいんじゃないかなというふうに思います。今後ともよろしく願いしたいと思います。恐れ入りますけれども、先に進めさせていただきます。
では次、事務局の方から説明の方お願いいたします。

事務局から資料 1-1 の第 4 章基本目標 4 について説明

議 長 ただいま、基本目標 4、地域や社会で子育てを支えるまちづくりというような形で説明がありましたけれども、こちらに関しては皆さんの方でご意見等ありますでしょうか。
とりあえずないようですので、一応今、基本目標の 1 から 4 までですね、進めて終わりましたけれども、先ほど出た意見の他に何か皆さんの方でございましてでしょうか。今日配られた資料の部分になりますけれども、第 5 章の方に進めさせていただきたいと思います。第 5 章の方について、事務局で説明をお願いします。

事務局から資料 1-2 の第 5 章について説明

議 長 今説明がありましたけれども、この認定区分、供給提供施設等の説明もありましたけれども、特によろしいでしょうか。
続きまして第 6 章の説明をよろしく願いします。

事務局から資料 1-2 の第 6 章について説明

- 議 長** 第 6 章については国が定める事業だということで、長井市の方ですでに取り組んでいる部分も数値化して落とし込みをしているけれども、数字がない部分に関しては、国の方から今年の 4 月、もしくは来年の 4 月に新たに事業項目として追加になっている。その中で、長井市の方としての取り組みは、この 5 年間の計画の中で、どういうふうに取り組みを検討、実施していくというふうな説明ですけれども、先ほどの事業進捗の部分含めて、委員の皆様の方には、この辺のところの落とし込みも、経過を含めてですね、説明がなされるというふうな理解でよろしいでしょうか。はい。第 6 章についてもよろしいでしょうか。
- はい。一応、協議についてはですね、説明を含めて終わらせていただいて、次に策定のスケジュールについて、資料 2 に基づいてご説明をお願いします。

(2) 策定スケジュールについて

事務局から資料 2 について説明

- 議 長** ただいま説明がありましたけれども、パブリックコメントの内容については、委員の皆様の方にもお渡しをするということで、事前の修正点があったとしても、そのところに関しては、事務局の調整の中で進めさせていただきたいということ。
- それからあと 3 月の上旬において、最終の確認ということで、第 4 回の会議を行うという今後のスケジュールのようですけども、皆さんの方でもご確認いただいたということでよろしいでしょうか。
- はい。ありがとうございました。その他として、まず事務局の方からありますか。皆さんの方からも、特にございませんでしょうか。
- よろしいですか。
- 長時間にわたり協議いただきまして、誠にありがとうございました。ただ今をもちまして、協議の方は終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(3) その他

特に無し

4 その他

特に無し

5 閉 会